

委員会提出議案第 2 号

安全保障関連 2 法案（国際平和支援法案、平和安全法制
整備法案）の廃案を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第 14 条第 2
項の規定により提出します。

平成 27 年 7 月 2 日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 総務常任委員長 小 川 尚 一

安全保障関連２法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書（案）

安倍内閣が５月１４日閣議決定した安全保障関連２法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の審議が、衆議院の我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で行われている。

この法案は、米軍と自衛隊の軍事分担を決めた４月末の日米防衛ガイドライン改定に基づき、いつでもどこでも米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊が参加し、日本が直接攻撃されていなくても、平時から集団的自衛権の行使に至るまで、どんなときでも米軍を支援することが可能になる。法案には平和や安全の名前がついているが、自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武力を行使することが現実となる。

歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきたことをあっさり踏み越え、アジアと世界に不戦を誓った憲法９条を立法によって破壊し、戦後日本の国のあり方を根底から覆すものと言わざるを得ない。しかも、このような重大な法案を国民の理解を得られないままに性急に「夏までに成立」させることなど許されない。

どの世論調査を見ても、反対・慎重審議が多数である。基本的人権の擁護を使命とする法律家団体である５２の全弁護士会と日本弁護士連合会が法案に反対し、違法性を強く訴えている。全国各地で、法案の廃案を求める運動も広がっている。

本議会は、戦後７０年の節目の本年は、平和国家としての日本の歩みをさらに進めるときであり、安全保障関連２法案は徹底審議し、廃案にするよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２７年７月２日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

防衛大臣 様

外務大臣 様